

7 次期大阪府ファシリティマネジメント基本方針の策定検討コアメンバー会議設置要綱

(設置)

第1条 大阪府ファシリティマネジメント基本方針の次期方針策定に向けた検討を行うため、ファシリティマネジメント推進会議設置要綱（平成27年5月13日施行）第4条の規定に基づき、ファシリティマネジメント推進会議のもとに、大阪府ファシリティマネジメント基本方針の次期方針策定検討コアメンバー会議（以下「コアメンバー会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 コアメンバー会議は、次期大阪府ファシリティマネジメント基本方針策定に係る次の事項について検討を行う。

- (1) 大阪府ファシリティマネジメント基本方針の課題検証と対応案
- (2) 国の計画及び大阪府の他計画との整合性
- (3) 次期の基本方針における推進体制
- (4) その他検討しておくべき事項に関する事

(組織等)

第3条 コアメンバー会議は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 コアメンバー会議に議長をおくこととし、議長は財務部財産活用課長の職にある者をもって充てる。
- 3 議長は、コアメンバー会議を代表し、会務を総理する。
- 4 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名した者がその職を代理する。
- 5 議長は、必要に応じ、事案に係りのある職員の出席を求めることができる。

(事務局)

第4条 コアメンバー会議の事務局は、財務部財産活用課に置く。

(期間)

第5条 本要綱は、令和7年度に次期大阪府ファシリティマネジメント基本方針が策定されたときに廃止される。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、コアメンバー会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月25日から施行する。

別表

部局	構成員
財務部	財政課長
	行政経営課長
	財産活用課長
都市整備部	住宅建築局公共建築室 計画課長